



島根県報

平成21年 9 月11日 (金)

号外 第 162 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立はつらつ体育館の指定管理者の募集

(障害者福祉課) 2

公 告

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年 9 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立はつらつ体育館は、障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するために設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 施設名 島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）

(2) 所在地 島根県松江市上乃木7丁目1番27号

(3) 規模及び構造

ア 敷地 約9,379.52平方メートル

イ 施設 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建て

3 指定管理者が行う業務

(1) 島根県立はつらつ体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他附随する業務

4 指定期間

平成22年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次に掲げる額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。各年度の年間委託料は分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

委託料 35,665千円以内（年間委託料 7,133千円以内）

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年

を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書には、次のアからエまでに掲げる事項を記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書及び事業報告書

ウ 定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部とする。

(5) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所

16に記載する場所

イ 提出期限

平成21年10月21日（水）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は平成21年10月21日（水）午後5時までに必着とする。

(6) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年9月11日（金）から平成21年10月20日（火）までの平日
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配付場所

16に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成21年9月29日（火）午前10時から正午まで

(2) 集合場所及び集合時間 体育館玄関前に午前9時50分に集合すること。

(3) その他 現地説明会に出席を希望する者は、平成21年9月18日（金）までに16に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が

図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成21年10月23日（金）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬又は11月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等を指定管理者の候補者として平成21年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、体育館の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

15 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 体育館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町128番地

担当部局 島根県健康福祉部 障害者福祉課 計画推進グループ

電 話 0852-22-6526

F A X 0852-22-6687